

ファイザー公告05-19号

令和6年2月27日

被保険者 各位

ファイザー健康保険組合

理事長 相原 修



任意継続被保険者標準報酬の件

令和6年度の任意継続被保険者の標準報酬につきまして、法47条の規定により下記の通り公告いたします。

記

1. 標準報酬月額の上限 : 680,000 円
令和5年9月30日現在の全被保険者の標準報酬月額平均 665,024 円に基づく。
2. 標準報酬等級の上限 : 36 等級
3. 適用期間 : 令和6年4月1日～令和7年3月31日

以上